

2007(平成 19)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 11204 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

主担当：健康福祉部こども家庭室 室長 宮川 一夫

電 話：059-224-2271

基本事業の目的

配偶者等から暴力等を受けている人が、身近なところでDV（夫や恋人等からの暴力）に対する相談や支援を受けています。

各種データ

目標項目	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	目標 達成状況
	下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	上：目標値 下：実績値	
「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率	74 %	80 % 96 %	100 %		100 %	1.00

	2006	2007	2008	2009	2010
予算額等（千円）	126,968	133,653	129,045		

2007年度の取組概要

- ・ 女性相談所、県福祉事務所に女性相談員を計8名配置し、住民の身近なところでDV相談をはじめとする相談を受けることができる体制を確保し、被害者の相談に対応しました。
- ・ 保護を要する女性、ドメスティック・バイオレンス被害者などの保護・相談・自立支援を行うため、女性相談所において被害女性等の一時保護を行いました。
- ・ DVをはじめとする女性に対する暴力は、人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題であるとの認識を深めるための啓発を行いました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・ 三重県DV防止及び被害者保護支援基本計画の未着手項目について、取組を進める必要があります。

- ・ DVの未然防止として、高校生や大学生などの若者に対して「デートDV防止」についての普及啓発を進める必要があります。

2008年度の取組方向

- ・ 三重県DV防止及び被害者保護支援基本計画の見直しに着手します。
- ・ 地域における相談体制の充実をはかります。
- ・ デートDV防止の普及啓発をより一層進めます。

構成する事務事業

事務事業名	事業目的	予算額等 (千円)
A 女性相談事業費 こども家庭室	生活困窮や家庭破綻等により保護を要する女性やドメスティック・バイオレンスによる被害者等が、適切な宿所の提供等により安全が確保され、自立のための相談、支援を受けられることを目的とします。	116,032
B DV相談員等配置事業 こども家庭室	配偶者等からの暴力に対する悩みや不安を抱えている女性が、身近なところでドメスティック・バイオレンスに対する相談や必要な支援を受けることで、女性の人権が尊重されることを目的とします。	16,161
C DV対策基本計画推進事業 こども家庭室	配偶者からの暴力を受けた被害者が、相談機関に相談し、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関の連携により、自立に向けた支援を受けられることを目的とします。	358
D 地域住民や市町村によるDV防止取組支援事業 こども家庭室	配偶者等からの暴力を受ける被害者が、地域において早期発見・通告から初期的な相談・助言が行われ、必要な支援を受けられることを目的とします。	180
E 女性に対する暴力防止総合推進事業 男女共同参画・NPO室	県民には、依然として「配偶者からの暴力は犯罪にならない」「一部の人のみだけの問題である」「被害者側にも悪い点がある」等の誤った認識が浸透していると同時に、自身の置かれた状況がDVであると気づいていない、あるいは、DV被害に苦しんでいるにもかかわらず、相談する機関等を知らずに、ひとり孤独に悩んでいる人も多いという状態を、人権が尊重され、DVをはじめとする女性に対する暴力を許さないという意識が浸透しているとともに、相談・支援体制が整備され、広く周知されているという状態にします。	922
F 周産期医療システム構築事業(再掲) こども家庭室	妊産婦、新生児が緊急時に適切な医療を受けられず、病状の悪化により妊産婦死亡、周産期気死亡へと至る場合があるため、周産期医療体制の整備により、死産や死亡を減少させ、後遺症の発生を防止することによって、子どもを持つ親やこれから親になろうとする人が、質の高い母子保健サービスを受けられることを目的とします。	13,938
G 健やか親子支援事業(再掲) こども家庭室	行政のみならず、個人、団体、関係機関とともに、母子保健の様々な課題を認識し取組を推進することによって、子どもの成長段階に応じた支援が行われ、親と子が健やかに暮らせる地域づくりを目指します。	2,635
HUD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり整備推進事業(再掲) 健康福祉総務室	商業施設や公共施設など不特定多数が利用する公共的施設を設置する事業者、設計者が条例に基づく整備基準を理解し、遵守することを目的とします。	1,898
I 交通施設バリアフリー化事業(再掲)	鉄道事業者が実施する鉄道駅舎のバリアフリー化事業により、高齢者や障がい者等をはじめとするすべての県民が、安全で円滑に移動できる交通施設となることをめざします。	40,830

健康福祉総務室		
J ヘルシーピープルみえ・21推進事業(再掲) 健康づくり室	健康について考え、行動しようとするすべての県民と、それを支援する市町、企業、学校、関連団体、NPO等が、健康について主体的に考え、行動している県民になり、地域の特性に応じた健康づくり活動を進める市町に、また、企業、学校、関連団体、NPO等は、それぞれの立場で県民の健康づくりの取組を支援できるようにします。	13,860
K こころのネットワークづくり事業(再掲) 健康づくり室	保健福祉事務所、市町、警察、病院、学校、職域等こころの健康に係わる関係機関が連携して、こころの健康づくりをサポートします。	8,675
L (重)不妊相談・治療支援事業(再掲) こども家庭室	不妊に悩む夫婦が、不妊に関する情報が得られ、不妊に関する様々な悩みを相談することにより、精神的ストレスの緩和をはかることができる体制を整えるとともに、治療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減します。	107,381
M 母子及び寡婦福祉資金貸付金(再掲) こども家庭室	母子家庭や寡婦が、各種資金の貸付を受けることにより、経済的安定と生活意欲の助長が図られ、あわせてその扶養している児童の福祉を増進します。	237,072
N 母子自立支援員設置事業(再掲) こども家庭室	母子家庭の母及び寡婦が、母子自立支援員により、その自立に必要な情報提供や相談指導を受け、自立促進が図られることを目的としています。	18,540
O 母子福祉協力員活動費(再掲) こども家庭室	母子家庭の母や寡婦が、各地域に設置されている母子福祉協力員により、身近な相談相手としての相談を受けることで必要な援助を受け、自立促進が図られることを目的とします。	2,143
P 母子福祉センター運営委託事業(再掲) こども家庭室	母子家庭の母や寡婦が、様々な相談や自立支援のための講習を受けるために母子福祉センターを利用することにより、自立促進が図られ、生活の安定につながることを目的としています。	9,494